

小林市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小林市国民健康保険条例（平成 18 年小林市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「38 万円」を「42 万円」に改める。

附則第 4 項を削り、附則第 5 項を附則第 4 項とし、附則第 6 項を附則第 5 項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に給付の事由の生じた出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。